

自動車での食品営業許可について（よくある質問）

内容にご不明点等がある場合には、担当窓口（各区衛生課）までご相談ください。

1. 旧法から新法への許可の切り替えについて

Q1 令和3年5月31日以前に自動車による飲食店営業（菓子製造業又は喫茶店営業）許可を取得しているのですが、令和3年6月1日以降に営業する場合、新法での許可を取り直す必要がありますか？

A1 今お持ちの許可書（仙台市のマークが緑色の許可書）で、有効期間が切れるまで従前の営業を行うことができます。
提供できる食品の範囲や営業計画書は今まで通りです。

Q2 令和3年5月31日以前に自動車による食肉販売業又は乳類販売業の許可を取得しているのですが、令和3年6月1日以降に新法での許可を取り直さないといけませんか？

A2 新たな許可を取得する必要はありません。
新法では営業届出の対象となります。今お持ちの許可については、令和3年6月1日に営業届出が提出されたとみなします。
営業者による届出への移行手続きは必要ありません。

Q3 令和3年5月31日以前に自動車による魚介類販売業の許可を取得しているのですが、令和3年6月1日以降に新法での許可を取り直さないといけませんか？

A3 今お持ちの許可書（仙台市のマークが緑色の許可書）で、有効期間が切れるまで従前の営業を行うことができます。
提供できる食品の範囲や営業計画書は旧法許可における取扱いのまま変わりありません。
有効期間満了時に営業内容に応じて必要な手続きを行ってください。

Q4 令和3年5月31日以前に自動車による飲食店営業許可を取得しているのですが、許可の有効期間が切れる際に新法許可を取得すると提供できる食品に制限はかかりますか？
現在、備えている給・廃水タンクの容量は各50リットルで、提供食品は焼き鳥とビールです。

A4 令和3年6月1日時点で自動車による食品営業許可を取得して営業を行っている方は、当該施設を廃止するまでは、緩和措置があります。
当該施設を廃止しない限り、焼き鳥とビールを新法許可においても提供することができます。
ただし、2分類以上の食品を取り扱う場合、計画的に設備の見直しを行い、給・廃水タンクは約80リットル以上を備えるよう努めてください。

自動車での食品営業許可について（よくある質問）

内容にご不明点等がある場合には、担当窓口（各区衛生課）までご相談ください。

1. 旧法から新法への許可の切り替えについて

Q 5 旧法で50リットルの給水容器を備えた自動車の営業許可を取得しており、営業許可の有効期間がまだ十分に残っているのですが、給・廃水タンクの容量を200リットルに増やして、すぐに新法への切り替えることは可能ですか？
その場合どのような手続きが必要ですか？

A 5 有効期間が十分に残っていても、新法での許可申請を行い、新法における基準を満たしていれば、新たに許可を取り直すことができます。申請に必要なものを準備の上、手続きを行ってください。

2. 許可申請について

Q 6 仙台市内一円の自動車での食品営業許可を取得したいのですが、どの区で申請したらよいですか？

A 6 最寄りの区役所衛生課にて申請できます。
（営業者のお住まいの区（営業者が法人の場合主たる事務所の所在地がある区）、主に営業する区、または、車両の保管場所のある区の衛生課窓口を申請場所として案内しています。）
窓口での申請手続き完了後、そのまま施設（車両）検査を行います。駐車場所については、申請予定の区役所衛生課に事前にご確認ください。ご連絡なく来庁・申請された場合、駐車場所の確保やスムーズな検査対応が難しい場合があります。また、庁舎改修工事等により区役所の駐車場が使用できない場合は、近隣の民間駐車場等を探していただくことがありますので、併せてご確認ください。

Q 7 施設（車両）検査では何を確認しますか？

A 7 車両が申請用紙に記載された図面のとおりであるか、また、車両が施設基準を満たし衛生上支障なく営業できる施設であるかを確認します。検査は実際に営業する状態と同じ状態で確認しますので、使用水や設備駆動用電源（発電機等）の準備をしてから検査を受けてください。
（区画用窓の未設置、通水が確認できない、冷蔵設備の稼働が確認できない場合等には、再検査となる場合があります。）

Q 8 仙台市外でも出店する場合はどうしたらよいですか？

A 8 出店場所を管轄する保健所で許可を取得する必要がありますので、管轄保健所にご確認ください。
なお、仙台市で取得した許可は仙台市内以外では使用できません。

Q 9 衛生管理計画はどのように作成すればよいですか？

A 9 申請必要書類の「自動車による営業計画書（要領別表様式1又は要領別表様式2）」をご活用ください。
また営業時には、作成した衛生管理計画に基づく記録を行ってください。

自動車での食品営業許可について（よくある質問）

内容にご不明点等がある場合には、担当窓口（各区衛生課）までご相談ください。

3. 施設基準について

Q10 手洗いシンクの給水構造について、一般的な飲食店営業と同じように肘押し式等である必要がありますか？

A10 手洗い設備については、手指の再汚染防止構造を備えていなければなりません。
肘押しのできるレバー式、センサー式、足踏み式等があります。

Q11 使い捨て以外の食器を使用したいのですが、必要な設備はありますか？

A11 再使用できる（使い捨て以外の）食器を使用する場合は、給・廃水容器を200リットル以上備える必要があります。

Q12 給水容器や廃水容器を単一の容器ではなく、複数容器に分けて配置してもよいですか？

A12 複数容器に分けて配置しても差し支えありません。
ただし、営業中に水が使用できなくならないように、また、廃水が漏れることのないように注意して営業してください。

Q13 自動車の後部ドアを開放したまま営業してよいですか？

A13 営業時においては、すき間なく区画されていなければなりません。
調理場隔壁の一部に窓等を設置し開放する場合や、換気のため一時的に後部ドア等を開放する場合には、塵埃（じんあい）による汚染を防止できる設備や昆虫等の侵入を防止できる設備（網戸等）の設置が必要です。

4. 提供食品について

Q14 なぜ給水容器及び廃水容器の容量ごとに、提供できる食品に制限があるのですか？

A14 給・廃水容器の容量が約40リットル以上又は約80リットル以上の場合については、使用できる水の量が限定的なため、要領別表における調理方法（簡易な調理）に限られます。
ただし、約200リットル以上を備えた場合については、車内調理場所における衛生上支障のない範囲において、一般の飲食店と同様の食品提供が可能です。

自動車での食品営業許可について（よくある質問）

内容にご不明点等がある場合には、担当窓口（各区衛生課）までご相談ください。

4. 提供食品について

Q15 車内で下処理を行ってもよいですか？

A15 給・廃水容器のタンク容量が200リットル以上の場合は車内で下処理を行うことができます。
40リットル及び80リットルの場合には、車内で下処理をおこなうことができません。既製品又は既製品等（あらかじめ飲食店営業等の許可施設で下処理された食品）を使用してください。
なお、削氷類のような食品分類やトッピングにおいては既製品しか使用できないことがありますので、要領別表の第3欄（調理方法）を十分に確認してください。

Q16 給・廃水容器のタンク容量が40リットルなのですが、提供できる食品はどのようなものがありますか？
焼き鳥、焼きそば、海鮮焼き、大判焼き、唐揚げ、フライドポテト、ビール、清涼飲料水等を検討しています。

A16 40リットルの場合、要領別表における食品分類（第2欄）の中から1分類のみ選択し、選択した分類の調理方法に該当するメニューの提供が可能です。
選択した分類の調理方法に該当する範囲内においては、複数種類の食品の提供が可能です。
ご検討の食品は次のように3つに分類されるため、この中から1分類のみ選択します。
「焼き物・炒め物類」：焼き鳥、焼きそば、海鮮焼き、大判焼き
「揚げ物類」：唐揚げ、フライドポテト
「常温品」：酒類、清涼飲料水

Q17 新法での給・廃水容器のタンク容量が40リットルで営業許可を取得したのですが、提供食品の範囲を広げるために、給水容器及び廃水容器を80リットルや200リットルに増やすことを検討しています。
この場合、何か手続きは必要ですか？新たな営業許可を取得する必要がありますか？

A17 新たな営業許可を取得する必要はありません。
新法での営業許可の有効期間内において許可条件を変更したい場合には、営業許可書を取得した区の衛生課に営業許可条件変更届（新たなタンク容量を記入した図面、新たな許可条件での営業計画書）を提出してください。
届出内容と自動車の設備を確認した上で、新たな許可条件が付されます。
なお、旧法許可の場合は、タンク容量を変更しても提供食品の範囲は変わりません。

自動車での食品営業許可について（よくある質問）

内容にご不明点等がある場合には、担当窓口（各区衛生課）までご相談ください。

5. 許可取得後の手続きについて

Q18 給・廃水容器のタンク容量が40リットルで自動車の営業許可を取得したのですが、出店するイベントごとに選択する食品分類を変更することはできますか？その場合、どのような手続きが必要ですか？

A18 出店ごとに提供する食品分類を変更することは可能です。提供する食品分類に応じて、営業許可を取得した区の衛生課に営業計画書を提出してください。

6. 営業届出*について

Q19 自動車による飲食店営業許可を取得したのですが、出店時に、飲食物の調理提供行為とは別に、仕入れた加工食品（要冷蔵・要冷凍）や生鮮品（未包装の鮮魚介類を除く）、別の飲食店営業許可施設で作った弁当の販売も予定しています。この場合、どのような手続きが必要ですか？

A19 この場合、自動車による営業許可とは別に「営業届出」を提出する必要があります。（長期間常温で保管可能な包装食品のみ販売する場合は、営業届出不要です。）

Q20 自動車による魚介類販売業の許可を取得した場合、包装された鮮魚介類の販売における営業届出は必要ですか？

A20 この場合、営業届出は必要ありません。

※令和3年6月1日より、届出営業（営業許可および届出対象外営業を除く営業）を営む場合には、「届出書」を提出する必要があります。営業届出については、オンラインで手続きができますので、「食品衛生申請等システム」にアクセスし、届出を行ってください。

【URL】 <https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>

届出内容や販売食品について、ご不明点等ある場合には、担当窓口（各区衛生課）までご相談ください。